

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第120期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井 俊之
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5923
【事務連絡者氏名】	経理部長 本田 和之
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5923
【事務連絡者氏名】	経理部長 本田 和之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第119期 第2四半期連結 累計期間	第120期 第2四半期連結 累計期間	第119期
会計期間	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2021年 4月1日 至2021年 9月30日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
営業収益 (百万円)	57,826	65,732	121,136
経常利益 (百万円)	4,698	5,739	10,490
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,010	3,718	6,748
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,015	4,357	9,894
純資産額 (百万円)	95,710	104,341	100,858
総資産額 (百万円)	147,373	161,432	157,922
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	148.42	183.34	332.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.8	63.5	62.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,675	4,512	11,376
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,030	4,284	11,324
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	359	411	39
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,780	26,791	25,887

回次	第119期 第2四半期連結 会計期間	第120期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年 7月1日 至2020年 9月30日	自2021年 7月1日 至2021年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	65.10	97.41

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。今後の新型コロナウイルスの感染再拡大の状況、収束時期等の経過によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があるため、今後の推移状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の普及を背景に経済回復が期待されたものの、変異株による感染再拡大により、首都圏を中心に緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が長期間に亘って発出されるなど、依然として先行きが不透明な状況のもと推移しました。また、世界経済においては、先進国を中心にワクチン接種が普及し、経済活動の再開が進んだ結果、景気回復に向かった一方で、米中摩擦の長期化や原油をはじめとする資材価格の高騰、半導体を中心とした部材の供給不足などによる景気への影響が懸念されました。

物流業界における、国際貨物の輸送量については、各国の経済活動の回復と、前年度大幅減の反動増により、船積み貨物、航空貨物ともに増加傾向が続きました。特に、海外の設備投資需要の回復が加速したことによる、産業機械、工作機械等の機械類が好調な荷動きを継続したことに加えて、半導体関連は、AI・IoT・5Gの普及本格化やDXの進展を受けて好調に推移しました。また、国内貨物の輸送量においても、消費関連貨物は個人消費の持ち直しの動きもあって、大幅な増加が見込まれ、生産関連貨物も一般機械や化学工業品、石油製品などが好調に推移し、総輸送量はプラスへ転換する見込みです。一方で、継続している少子高齢化によるドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題のほか、トラックの燃料価格も、原油価格が上昇した影響により、値上がり傾向が続きました。

このような状況のもと、本年度、当社グループは、2019年度を初年度とする第7次中期経営計画の最終年度となります。今年は、当社の創立90周年を迎える節目の年でもあり、当社がこの先も発展を続けていくためには、環境の変化に適切に対応し、これまでの事業領域にとらわれずにサービスの幅や、ターゲットとする業界の範囲を広げて、当社グループ全役員・社員が一丸となり、更なる売上および利益の拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は65,732百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益は5,370百万円（前年同期比22.0%増）、経常利益は5,739百万円（前年同期比22.2%増）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,718百万円（前年同期比23.5%増）となりました。

セグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。

< 物流事業 >

貨物自動車運送事業については、関東地区では、日用雑貨の取扱い減少がありましたが、建設機械や住宅資材の取扱い増加がありました。中部地区では、冷却設備の取扱い減少がありましたが、住宅資材の取扱い増加がありました。関西地区では、電力機器関連の取扱い増加があり、貨物自動車運送事業全体では、増収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では、荷役設備の取扱い減少がありましたが、建設機械の輸出入取扱いや医療用フィルム、青果物の取扱い増加がありました。関西地区では、電力機器関連の取扱い増加があり、港湾運送事業全体では、増収となりました。

倉庫業については、関東地区では、医薬品や日用雑貨の取扱い増加がありました。関西地区では、日用雑貨や電力機器関連の取扱い増加があり、倉庫業全体では、増収となりました。

鉄道利用運送事業については、住宅資材の取扱い増加があり、増収となりました。

物流附帯事業については、外航船収入では、化成品や電極関連品の取扱い増加があり、増収となりました。航空収入では、電力機器関連や機械部品の取扱い増加があり、増収となりました。梱包収入では、電力機器関連の取扱い増加があり、増収となりました。荷捌収入では、モーター関連製品の取扱い増加があり、増収となりました。物流附帯事業全体では、大幅な増収となりました。

その結果、物流事業の売上高は前年同期比15.6%増収の56,793百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期比22.6%増益の4,471百万円となりました。

< 構内作業及び機械荷役事業 >

構内作業については、鋼材の取扱い減少がありました。電力機器関連や化学品の取扱い増加があり、構内作業及び機械荷役事業全体では、増収となりました。

その結果、構内作業及び機械荷役事業の売上高は前年同期比4.9%増収の7,820百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期比29.7%増益の674百万円となりました。

< その他事業 >

その他事業については、主に工事収入が大型工事案件の受注減少により、減収となりました。その結果、売上高は前年同期比10.5%減収の1,119百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期比4.7%減益の224百万円となりました。

（2）財政状態の分析

当第2四半期の総資産は、161,432百万円と前連結会計年度末に比べ3,510百万円増加しました。

このうち、流動資産は57,802百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,476百万円増加しました。主な要因は、有価証券が1,400百万円増加したことによるものです。また、固定資産は103,630百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,033百万円増加しました。主な要因は、建物及び構築物が890百万円、投資有価証券が489百万円、機械及び装置が404百万円増加したことによるものです。

流動負債は31,205百万円となり、前連結会計年度末に比べ808百万円減少しました。主な要因は、支払手形及び営業未払金が729百万円減少したことによるものです。また、固定負債は25,885百万円となり、前連結会計年度末に比べ835百万円増加しました。主な要因は、長期借入金が373百万円、その他に含まれている長期リース債務が249百万円、繰延税金負債が174百万円増加したことによるものです。

純資産は、104,341百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,482百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が2,885百万円、その他有価証券評価差額金が327百万円、為替換算調整勘定が314百万円増加したことによるものです。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より904百万円増加し、26,791百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、4,512百万円（前年同期比1,163百万円減）となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益5,620百万円および減価償却費2,162百万円の計上額、そして、法人税等の支払額2,138百万円および仕入債務の減少額651百万円を反映したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、4,284百万円（前年同期比746百万円減）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出3,930百万円および無形固定資産の取得による支出292百万円を反映したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、411百万円（前年同期比51百万円増）となりました。

これは、主に短期借入れによる収入1,850百万円および長期借入れによる収入731百万円、配当金の支払額824百万円、長期借入金の返済による支出748百万円、社債の償還による支出400百万円を反映したものです。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、2020年5月14日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、2020年6月26日開催の当社第118回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1931年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社および当社グループの企業価値の源泉は、高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

2. 本プランの内容

本プランは以下の()又は()に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、または行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）とともに、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうとともに、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかの方法を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行なうこととします。

なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

上記及びの取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記及びの取組みが上記の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2020年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,612,844	20,612,844	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,612,844	20,612,844	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	20,612,844	-	10,117	-	8,842

(5)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,012	9.76
丸全商事株式会社	横浜市中区長者町四丁目11番11号	1,645	7.98
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,219	5.91
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	913	4.43
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	903	4.38
丸全昭和運輸取引先持株会	横浜市中区南仲通二丁目15番地	833	4.04
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	743	3.60
横浜振興株式会社	横浜市中区南仲通二丁目21番1号	441	2.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号日本生 命証券管理部内	402	1.95
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	368	1.78
計	-	9,483	46.02

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,536,800	205,368	同上
単元未満株式	普通株式 67,944	-	同上
発行済株式総数	20,612,844	-	-
総株主の議決権	-	205,368	-

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 二丁目15番地	8,100	-	8,100	0.04
計	-	8,100	-	8,100	0.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,787	14,491
受取手形及び営業未収金	28,125	-
受取手形、営業未収金及び契約資産	-	28,235
有価証券	7,099	8,499
貯蔵品	262	254
前払費用	748	1,020
その他	5,303	5,301
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	56,325	57,802
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	28,240	29,130
機械及び装置(純額)	3,709	4,113
船舶(純額)	2	1
車両(純額)	1,056	1,224
工具、器具及び備品(純額)	213	221
リース資産(純額)	1,170	1,408
土地	29,587	29,697
建設仮勘定	7,188	7,252
有形固定資産合計	71,168	73,050
無形固定資産		
のれん	1,894	1,603
その他	1,348	1,409
無形固定資産合計	3,242	3,013
投資その他の資産		
投資有価証券	19,677	20,167
長期貸付金	274	273
繰延税金資産	730	688
退職給付に係る資産	362	438
その他	6,182	6,040
貸倒引当金	42	42
投資その他の資産合計	27,185	27,566
固定資産合計	101,596	103,630
資産合計	157,922	161,432

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	12,733	12,003
短期借入金	9,854	11,314
1年内償還予定の社債	400	-
未払金	1,813	1,331
未払法人税等	2,187	1,855
未払消費税等	766	428
未払費用	1,915	1,931
賞与引当金	1,649	1,707
役員賞与引当金	3	5
災害損失引当金	91	16
補償損失引当金	22	-
その他	577	613
流動負債合計	32,013	31,205
固定負債		
長期借入金	17,987	18,360
繰延税金負債	4,413	4,588
役員退職慰労引当金	97	87
退職給付に係る負債	442	448
資産除去債務	799	813
その他	1,309	1,586
固定負債合計	25,049	25,885
負債合計	57,063	57,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,117	10,117
資本剰余金	9,948	9,948
利益剰余金	73,509	76,395
自己株式	606	608
株主資本合計	92,969	95,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,332	6,660
為替換算調整勘定	352	38
退職給付に係る調整累計額	105	90
その他の包括利益累計額合計	6,085	6,712
非支配株主持分	1,804	1,777
純資産合計	100,858	104,341
負債純資産合計	157,922	161,432

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	57,826	65,732
営業原価	51,074	57,990
営業総利益	6,751	7,742
販売費及び一般管理費	2,349	2,371
営業利益	4,401	5,370
営業外収益		
受取利息	7	6
受取配当金	251	288
持分法による投資利益	21	21
雑収入	134	184
営業外収益合計	414	500
営業外費用		
支払利息	85	93
雑支出	32	37
営業外費用合計	118	131
経常利益	4,698	5,739
特別利益		
固定資産売却益	28	48
投資有価証券売却益	-	54
受取保険金	-	57
特別利益合計	28	159
特別損失		
固定資産除売却損	236	190
90周年記念事業費	-	88
損害賠償金	-	1
特別損失合計	236	279
税金等調整前四半期純利益	4,490	5,620
法人税、住民税及び事業税	1,415	1,795
法人税等調整額	37	94
法人税等合計	1,452	1,889
四半期純利益	3,037	3,730
非支配株主に帰属する四半期純利益	27	12
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,010	3,718

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	3,037	3,730
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,168	312
為替換算調整勘定	196	314
退職給付に係る調整額	17	15
持分法適用会社に対する持分相当額	11	15
その他の包括利益合計	977	627
四半期包括利益	4,015	4,357
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,987	4,344
非支配株主に係る四半期包括利益	27	12

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,490	5,620
減価償却費	1,964	2,162
のれん償却額	290	290
受取利息及び受取配当金	259	295
支払利息	85	93
持分法による投資損益(は益)	21	21
固定資産除売却損益(は益)	208	141
受取保険金	-	57
売上債権の増減額(は増加)	1,809	201
棚卸資産の増減額(は増加)	44	7
損害賠償損失	-	1
投資有価証券売却損益(は益)	-	54
仕入債務の増減額(は減少)	1,198	651
未払消費税等の増減額(は減少)	227	291
その他の流動資産の増減額(は増加)	1	235
90周年記念事業費	-	88
その他	5	63
小計	7,092	6,535
利息及び配当金の受取額	259	296
利息の支払額	83	94
法人税等の支払額	1,575	2,138
災害損失の支払額	219	35
保険金の受取額	203	57
損害賠償金の支払額	-	1
90周年記念事業費の支払額	-	88
補償損失の支払額	-	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,675	4,512
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	200	200
有形固定資産の取得による支出	4,581	3,930
有形固定資産の売却による収入	29	52
無形固定資産の取得による支出	83	292
投資有価証券の取得による支出	15	14
投資有価証券の売却による収入	-	66
貸付けによる支出	7	8
その他	171	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,030	4,284
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,130	1,850
長期借入れによる収入	2,875	731
長期借入金の返済による支出	455	748
配当金の支払額	772	824
社債の償還による支出	-	400
その他	157	197
財務活動によるキャッシュ・フロー	359	411
現金及び現金同等物に係る換算差額	199	264
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	805	904
現金及び現金同等物の期首残高	25,975	25,887
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,780	26,791

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響も軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	287百万円	230百万円
給料	789	819
賞与	142	167
外注人件費	42	46
退職給付費用	23	20
減価償却費	53	53

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	14,680百万円	14,491百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来 する短期投資(有価証券)	8,099	8,299
流動資産のその他に含まれる運用期間が 3ヶ月以内の信託受益権	4,000	4,000
現金及び現金同等物	26,780	26,791

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	772	37.5	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月9日 取締役会	普通株式	721	35.0	2020年9月30日	2020年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	824	40.0	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月8日 取締役会	普通株式	875	42.5	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当金42円50銭には、創立90周年記念配当5円00銭が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	物流事業	構内作業及び 機械荷役事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	49,121	7,453	56,575	1,250	57,826	-	57,826
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	261	261	261	-
計	49,121	7,453	56,575	1,512	58,088	261	57,826
セグメント利益	3,645	520	4,165	235	4,401	-	4,401

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業等のサービスを実施しております。

2. 調整額 261百万円は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益であります。

当第2四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	物流事業	構内作業及び 機械荷役事業	計				
売上高							
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	56,793	7,820	64,613	1,119	65,732	-	65,732
顧客との契約から生じる 収益	56,793	7,820	64,613	1,103	65,717	-	65,717
その他の収益	-	-	-	15	15	-	15
外部顧客への売上高	56,793	7,820	64,613	1,119	65,732	-	65,732
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	262	262	262	-
計	56,793	7,820	64,613	1,381	65,995	262	65,732
セグメント利益	4,471	674	5,146	224	5,370	-	5,370

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業等のサービスを実施しております。

2. 調整額 262百万円は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。この変更によるセグメント利益又は損失に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	148円42銭	183円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,010	3,718
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益(百万円)	3,010	3,718
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,282	20,280

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

2021年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金額の総額・・・・・・・・・・875百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・42円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・2021年12月6日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

丸全昭和運輸株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。